

出してください。  
主が変わったときは届け  
出をしてください。  
大切なものです。住所や世帯  
関係などの基礎になる大  
切なものです。住所や世帯  
主が変わったときは届け  
出をしてください。



こんには  
住民係です。

## 《住民登録に関する届出》

届出の種類	いつまでに	届出する人	届出に必要なもの
転入届 (他の市町村から引越してきたとき)	光町に転入した日から14日以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○前住所地の市町村長が発行した転出証明</li> <li>○国民健康保険証(すでに加入している世帯に転入したとき)</li> <li>○国民年金手帳(加入者のみ)</li> <li>○届ける方の印鑑</li> </ul>
転出届 (他の市町村へ引越すとき)	新住所に異動してから14日以内 (異動する数日前でも可)	本人または世帯主	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民健康保険証(加入者のみ)</li> <li>○国民年金手帳(加入者のみ)</li> <li>○印鑑登録証(登録してある方)</li> <li>○届ける方の印鑑</li> </ul>
転居届 (町内で住所をかえたとき)	転居した日から14日以内	世帯主	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民健康保険証(加入者のみ)</li> <li>○国民年金手帳(加入者のみ)</li> <li>○届ける方の印鑑</li> </ul>
変更届 (世帯主をかえたり、世帯を分けたり、合併したとき)	変更した日から14日以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民健康保険証(加入者のみ、世帯合併のときは両方の保険証)</li> <li>○届ける方の印鑑</li> </ul>

### 保険証、老人受給者証の取扱いには注意を

国民健康保険証、老人保健医療受給者証を紛失したからと再交付の申請が多くなっています。取扱いには十分注意をしてください。

保健衛生課 国保係



### 受診時間を守ろう

ほとんどの医療機関では、診療時間は午前9時から午後5時まで、日曜や祝日は休診日といつたように、決められています。時間外の受診はお医者さんにとっても迷惑ですし、医療費も割増してとられます。時間内受診を守りましょう。



### ●住民票の写しが必要な方

住民票は、みなさんが、当町に住民登録してあることを公に証明するものです。住民票の写しには、世帯員を全員記載したものと、特定の個人だけを記載したものがありますので、請求書に記入してください。また、請求の時に印鑑が必要な場合は、使いみちなど正当な理由が必要です。要件を満さない時は交付されない場合もあります。

なお、第三者が請求する場合は、印鑑が必要です。請求書に記入してください。また、請求の時に印鑑が必要です。

=お子さんの教育に悩みをお持ちの方へ=

日時 每月第1金曜日 午前9時~12時 場所 町民会館  
匝瑳郡青少年補導委員会 ⑧(73)1504

### 家庭教育相談日